

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 増田 寛也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 地方支部（第10条―第16条）</p> <p>第4章 緊急初動特別班（第17条）</p> <p>第5章 現地災害対策本部（第18条）</p> <p>第6章 調査班及び現地作業班（第19条・第20条）</p> <p>第7章 配備体制（第21条―第26条）</p> <p>第8章 災害情報（第27条）</p> <p>第9章 雑則（第28条―第30条）</p> <p>附則 （組織等）</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p><u>第3章 広域支部（第10条―第14条）</u></p> <p>第4章 地方支部（第15条―第21条）</p> <p>第5章 緊急初動特別班（第22条）</p> <p>第6章 現地災害対策本部（第23条）</p> <p>第7章 調査班及び現地作業班（第24条・第25条）</p> <p>第8章 配備体制（第26条―第31条）</p> <p>第9章 災害情報（第32条）</p> <p>第10章 雑則（第33条―第35条）</p> <p>附則 （組織等）</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） 広域支部</u></p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>（6） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第3章 広域支部</u> <u>（広域支部）</u></p> <p><u>第10条 地方における広域的な災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、別表第4に掲げる広域支部を置く。</u></p> <p><u>第11条 広域支部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 所管区域内の調整に関すること。</u></p> <p><u>（2） その他本部長が特に命じること。</u></p> <p>第12条 広域支部に、広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び<u>その他の職員を置く。</u></p> <p>2 広域支部長は、<u>広域振興局長をもって充てる。</u></p> <p>3 副広域支部長は、<u>広域支部長が広域支部委員のうちから適当と認める者を指名する。</u></p> <p>4 広域支部委員は、<u>別表第4に掲げる構成地方支部の長をもって充てる。</u></p>

	<p>(<u>広域支部委員会</u>)</p> <p>第13条 広域支部長は、広域的な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、<u>広域支部委員会</u>を招集する。</p> <p>2 広域支部委員会は、広域支部長、副広域支部長及び広域支部委員をもって構成する。</p> <p>3 広域支部長は、審議事項の内容に応じ、副広域支部長のほか、一部の広域支部委員の出席により会議を開催し、並びに副広域支部長及び広域支部委員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。</p> <p>(<u>広域支部の運営</u>)</p> <p>第14条 この訓令に定めるもののほか、広域支部の運営について必要な事項は、本部長が定める基準に従い、広域支部長が定める。</p>
<p>第3章 地方支部 (地方支部)</p> <p>第10条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、<u>別表第4</u>に掲げる地方支部を置く。</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 支部長は、地方振興局長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 支部委員は、地方振興局の部、地方振興局に置かれる出先機関及び別表第4に掲げる地方支部の構成機関（地方振興局を除く。）の長をもって充てる。</p> <p>(支部委員会)</p>	<p>第4章 地方支部 (地方支部)</p> <p>第15条 地方における災害対策の的確かつ迅速な実施を図るため、<u>別表第5</u>に掲げる地方支部を置く。</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 支部長は、<u>広域振興局副局長</u>（以下「副局長」という。2以上の副局長を置く場合にあつては、<u>広域振興局長</u>があらかじめ定める副局長）、<u>広域振興局総合支局長</u>及び地方振興局長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 支部委員は、<u>広域振興局</u>、<u>広域振興局総合支局</u>（以下「総合支局」という。）及び地方振興局の部、<u>広域振興局</u>、<u>総合支局</u>及び地方振興局に置かれる出先機関並びに別表第5に掲げる地方支部の構成機関（<u>広域振興局</u>、<u>総合支局</u>及び地方振興局を除く。）の長をもって充てる。</p> <p>(支部委員会)</p>
<p>第13条 [略] (班)</p> <p>第14条 地方支部に、<u>別表第5</u>に掲げる班を置く。</p> <p>2 班に、班長及び副班長を置き、班長にあつては別表第5の中欄に掲げる職にある者を、副班長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(支部連絡員)</p> <p>第15条 [略] (地方支部の運営)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>第4章 緊急初動特別班 (<u>緊急初動特別班</u>)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、<u>別表第6</u>のとおりとする。</p>	<p>第18条 [略] (班)</p> <p>第19条 地方支部に、<u>別表第6</u>に掲げる班を置く。</p> <p>2 班に、班長及び副班長を置き、班長にあつては別表第6の中欄に掲げる職にある者を、副班長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(支部連絡員)</p> <p>第20条 [略] (地方支部の運営)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>第5章 緊急初動特別班</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、<u>別表第7</u>のとおりとする。</p>

第5章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部)

第18条 [略]

第6章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第19条 [略]

(現地作業班)

第20条 [略]

第7章 配備体制

(配備体制)

第21条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 警戒配備	本部	[略]	別表第7に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの
		イ 北上川上流洪水警報、 <u>北上川上流水防警報又は閉伊川水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害のおそれがあると認められる場合</u>	
	[略]		

第6章 現地災害対策本部

第23条 [略]

第7章 調査班及び現地作業班

(調査班)

第24条 [略]

(現地作業班)

第25条 [略]

第8章 配備体制

(配備体制)

第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 警戒配備	本部	[略]	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したもの
		イ 北上川上流洪水警報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害のおそれがあると認められる場合	
	[略]		
広域支部	ア	イ 気象警報、洪水警報若しくは <u>臨時火山情報(火山噴火予知連絡会の統一見解を除く。)</u> が発表され、又は大規模な火災、爆発等により相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの
	イ	北上川上流洪水警報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	

地方 支部	[略] イ 北上川上流洪水警報、北上川上流水防警報又は閉伊川水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	本部長が配備体制の指令を發した地方支部の別表第7に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
	ウ [略]	沿岸の地方支部の別表第7に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
	エ [略]	当該地方支部の別表第7に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
	オ [略]	当該地方支部の別表第7に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの
(2) 1 号非常 配備	本部 [略]	
	地方 支部 [略]	

		ウ 所管区域内の市町村に震度5強の地震が発生した場合	
		エ 所管区域内の火山について緊急火山情報が発表された場合	
地方 支部	[略] イ 北上川上流洪水警報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合	本部長が配備体制の指令を發した地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの	
	ウ [略]	沿岸の地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの	
	エ [略]	当該地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの	
	オ [略]	当該地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの	
(2) 1 号非常 配備	本部 [略]		
	広域 支部	相当規模の災害が発生した場合	広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの
	地方 支部	[略]	

(3) 2 号非常 配備	本部	[略]
	地方 支部	[略]

2 各部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(活動要領)

第22条 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 本部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議又は支部委員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

(3) [略]

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

3 [略]

(3) 2 号非常 配備	本部	[略]	
	広域 支部	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合	広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの
		イ 所管区域内の市町村に震度6弱以上の地震が発生した場合	
地方 支部	[略]		

2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(活動要領)

第27条 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、情報の収集を行い、管内の状況把握に努めるために必要な措置を講じる。

(3) 本部長、広域支部長及び支部長は、状況に応じ本部員会議、広域支部委員会議又は支部委員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

(4) [略]

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、地方支部長から応援の要請があった場合は、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、総務部長に報告し、指示を受ける。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

3 [略]

(配備指令)

第23条 本部長は、第21条第1項に規定する配備基準に従い、各部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

(自主参集)

第24条 [略]

第25条 [略]

(応援職員の配置)

第26条 各部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等又は班がある場合は、部内の他の課等若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長に対し応援職員の派遣を要請する。

2 総務部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

3 [略]

第8章 災害情報

(災害情報の報告等)

第27条 [略]

第9章 雑則

(指定地方行政機関等に対する連絡及び要請)

第28条 [略]

第29条 [略]

第30条 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
教育部	[略]	教育次長
[略]		

(配備指令)

第28条 本部長は、第26条第1項に規定する配備基準に従い、各部長、広域支部長及び支部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部、広域支部又は地方支部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

(自主参集)

第29条 [略]

第30条 [略]

(応援職員の配置)

第31条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長(広域支部を構成する地方支部の支部長にあっては、広域支部長)に対し応援職員の派遣を要請する。

2 総務部長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに総務部長に報告する。

4 [略]

第9章 災害情報

(災害情報の報告等)

第32条 [略]

第10章 雑則

(指定地方行政機関等に対する連絡及び要請)

第33条 [略]

第34条 [略]

第35条 [略]

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
教育部	[略]	教育企画室長
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
[略]			
地域振興部	地域企画室	地域企画室長	部内各課等の連絡調整に関する事。 <u>ボランティア活動に係る総合調整に関する事。</u> 陸上輸送（鉄道及び営業用バスによるものに限る。）に関する事。 [略]
	[略]		
	文化国際課	文化国際課総括課長	海外からの支援の受入れに関する事。
	複合施設整備課	複合施設整備課総括課長	整備中の盛岡駅西口複合施設（仮称）に係る被害調査及び応急対策に関する事。
	I T推進課	[略]	
[略]			
農林水産部	[略]		
	緑化推進課	緑化推進課総括課長	[略] 森林の被害調査及び応急対策に関する事。 県有林の被害調査及び応急対策に関する事。

別表第2 (第6条、第7条関係)

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
[略]			
地域振興部	地域企画室	地域企画室長	部内各課等の連絡調整に関する事。 陸上輸送（鉄道及び営業用バスによるものに限る。）に関する事。 [略]
	[略]		
	NPO・国際課	NPO・国際課総括課長	海外からの支援の受入れに関する事。 ボランティア活動に係る総合調整に関する事。 いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関する事。
	I T推進課	[略]	
	地域振興支援室	地域振興支援室長	他課等に対する応援に関する事。
[略]			
農林水産部	[略]		
	森林整備課	森林整備課総括課長	[略] 森林の被害調査及び応急対策に関する事。

森林保全課	[略]	治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。 林道の被害調査及び応急対策に関すること。
[略]		

県土整備部	[略]	
	道路建設課	[略]
[略]		

[略]

教育部	総務課	総務課総括課長	[略] 見舞金品の取りまとめに関すること。
	教職員課	教職員課総括課長	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関すること。 市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関すること。 県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の職員の非常招集及び配置に関すること。

教育部	教育企画室	教育企画室長	[略] 見舞金品の取りまとめに関すること。 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査に関すること。 県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。 県立学校等に避難所を開設することについての指導に関すること。
-----	-------	--------	---

森林保全課	[略]	治山施設及び県有林施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 県有林の被害調査及び応急対策に関すること。
[略]		

県土整備部	[略]	
	道路建設課	[略]
[略]		

[略]

教育部	教育企画室	教育企画室長	[略] 見舞金品の取りまとめに関すること。 市町村立の小中学校及び幼稚園の施設及び設備の被害調査に関すること。 県立学校その他の教育機関（以下「県立学校等」という。）の施設及び設備の被害調査及び応急対策に関すること（他室課の主管に属するものを除く。）。 県立学校等に避難所を開設することについての指導に関すること。
-----	-------	--------	---

学校教育課	学校教育課総括課長	[略]
[略]		
高校改革推進室	高校改革推進室長	他課等に対する応援に関する <u>こと。</u>
全国スポーツ・レクリエーション祭推進室	全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長	他課等に対する応援に関する <u>こと。</u>
[略]		

学校教育室	学校教育室長	[略]
[略]		
教職員課	教職員課総括課長	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の被害調査に関する <u>こと。</u> 市町村立の小中学校教員の非常招集及び配置についての協力要請に関する <u>こと。</u> 県立学校等の職員の非常招集及び配置に関する <u>こと。</u>
[略]		

別表第4（第10条、第12条関係）

広域支部の名称等

名 称	場 所	所管区域	構成地方支部
岩手県災害対策本部 県南広域支部	県南広域振興局	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	花巻地方支部、北上地方支部、奥州地方支部、一関地方支部

別表第4（第10条、第12条関係）

地方支部の名称等			
名称	場所	所管区域	構成機関
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	[略]	盛岡地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、 <u>岩手県立紫波病院</u> 、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡南高等学校、岩手県立不来方高等学校、岩手県立杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立葛巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盲学校、岩手県立盛岡聾学校、岩手県立盛岡養護学校、岩手県立青山養護学校、岩手県立松園養護学校、岩手県立盛岡高等養護学校、岩手県立みたけ養護学校、岩手県立こまくさ幼稚園、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署
岩手県災害対策本部花巻地方支部	<u>花巻地方振興局</u>	[略]	<u>花巻地方振興局</u> 、岩手県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立花巻厚生病院、岩手県立大迫病院、岩手県立東和病院、花巻教育事務所、

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等			
名称	場所	所管区域	構成機関
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]	[略]	盛岡地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、 <u>岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター</u> 、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡南高等学校、岩手県立不来方高等学校、岩手県立杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立葛巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盲学校、岩手県立盛岡聾学校、岩手県立盛岡養護学校、岩手県立青山養護学校、岩手県立松園養護学校、岩手県立盛岡高等養護学校、岩手県立みたけ養護学校、岩手県立こまくさ幼稚園、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署
岩手県災害対策本部花巻地方支部	<u>県南広域振興局花巻総合支局</u>	[略]	<u>県南広域振興局花巻総合支局</u> 、岩手県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立花巻厚生病院、岩手県立大迫病院、岩手県立東和病院、

			岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花巻北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、岩手県立花巻養護学校、岩手県花巻警察署				花巻教育事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花巻北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、岩手県立花巻養護学校、岩手県花巻警察署、 <u>岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立遠野警察署</u>
岩手県災害対策本部北上地方支部	<u>北上地方振興局</u>	[略]	北上地方振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立北上病院、北上教育事務所、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手県北上警察署	岩手県災害対策本部北上地方支部	<u>県南広域振興局北上総合支局</u>	[略]	<u>県南広域振興局北上総合支局</u> 、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立北上病院、北上教育事務所、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手県北上警察署
岩手県災害対策本部水沢地方支部	<u>水沢地方振興局</u>	[略]	<u>水沢地方振興局</u> 、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、 <u>水沢教育事務所</u> 、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢工業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校、岩手県立胆沢高等学校、岩手県立岩谷堂高等学校、岩手県立岩谷堂農林高等学校、岩手県立前沢養護学校、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署	岩手県災害対策本部奥州地方支部	<u>県南広域振興局</u>	[略]	<u>県南広域振興局</u> 、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、 <u>奥州教育事務所</u> 、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校、岩手県立胆沢高等学校、岩手県立岩谷堂高等学校、岩手県立岩谷堂農林高等学校、岩手県立前沢養護学校、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署

岩手県災害対策本部一関地方支部	<u>一関地方振興局</u>	<u>一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域</u>	<u>一関地方振興局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立磐井病院、岩手県立南光病院、岩手県立花泉病院、一関教育事務所、岩手県立一関第一高等学校、岩手県立一関第二高等学校、岩手県立一関工業高等学校、岩手県立花泉高等学校、岩手県立一関聾学校、岩手県立一関養護学校、岩手県一関警察署</u>
岩手県災害対策本部千厩地方支部	<u>千厩地方振興局</u>	<u>一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域</u>	<u>千厩地方振興局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立千厩病院、千厩教育事務所、岩手県立大東高等学校、岩手県立大原商業高等学校、岩手県立藤沢高等学校、岩手県立千厩高等学校、岩手県千厩警察署</u>
岩手県災害対策本部大船渡地方支部	[略]		
岩手県災害対策本部遠野地方支部	<u>遠野地方振興局</u>	<u>遠野市</u>	<u>遠野地方振興局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立遠野病院、遠野教育事務所、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県遠野警察署</u>
岩手県災害対策本部釜石地方支部	[略]		
[略]			

岩手県災害対策本部一関地方支部	<u>県南広域振興局一関総合支局</u>	<u>一関市西磐井郡東磐井郡</u>	<u>県南広域振興局一関総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、岩手県立磐井病院、岩手県立南光病院、岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター、一関教育事務所、岩手県立一関第一高等学校、岩手県立一関第二高等学校、岩手県立一関工業高等学校、岩手県立花泉高等学校、岩手県立一関聾学校、岩手県立一関養護学校、岩手県一関警察署、岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院、岩手県立大東高等学校、岩手県立藤沢高等学校、岩手県立千厩高等学校、岩手県千厩警察署</u>
岩手県災害対策本部大船渡地方支部	[略]		
岩手県災害対策本部釜石地方支部	[略]		
[略]			

別表第5 (第14条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び副班長		
班	班長に充てる職	副班長に充てる職
総務班	地方振興局企画総務部長	地方振興局企画総務部管理主幹
福祉班	地方振興局保健福祉環境部長	地方振興局保健福祉環境部保健福祉室長（福祉課長、保健福祉環境課長）
保健環境班	地方振興局保健福祉環境技監	地方振興局保健福祉環境部環境衛生室長（企画管理課長、企画環境課長、保健福祉環境課長）
農林班	地方振興局農政（林）部長	地方振興局農政（林）部農業振興室長（農林水産調整監（主幹））
[略]		
土木班	地方振興局土木部長	地方振興局土木部管理用地室長（建設調整主幹、企画管理課長、管理課長）
県立病院班	県立病院長	県立病院副院長（事務局長）

別表第6 (第19条関係)

地方支部に置く班並びに班長及び副班長		
班	班長に充てる職	副班長に充てる職
総務班	広域振興局総務部長 総合支局地域支援部長 地方振興局企画総務部長	広域振興局総務部総務課長 総合支局地域支援部総務入札課長 地方振興局企画総務部管理主幹
福祉班	広域振興局保健福祉環境部長 総合支局保健福祉環境部長 地方振興局保健福祉環境部長	広域振興局保健福祉環境部保健福祉室長 総合支局保健福祉環境部管理福祉課長 地方振興局保健福祉環境部保健福祉室長（福祉課長、保健福祉環境課長）
保健環境班	広域振興局保健福祉環境技監 総合支局保健福祉環境技監 地方振興局保健福祉環境技監	広域振興局保健福祉環境部環境課長 総合支局保健福祉環境部環境課長（保健課長） 地方振興局保健福祉環境部環境衛生室長（企画管理課長、企画環境課長、保健福祉環境課長）
農林班	広域振興局農林部長 総合支局農林部長 地方振興局農政（林）部長	広域振興局農林部地域農政推進課長 総合支局農林部農林水産調整主幹 地方振興局農政（林）部農業振興室長（農林水産調整監（主幹））
[略]		
土木部	広域振興局土木部長 総合支局土木部長 地方振興局土木部長	広域振興局土木部調整課長 総合支局土木部建設調整主幹（土木センター所長、管理課長） 地方振興局土木部管理用地室長（建設調整主幹、企画管理課長、管理課長）
県立病院班	県立病院長 病院附属地域診療センター長	県立病院副院長（事務局長） 病院附属地域診療センター副センター長（事務長）

教育事務所 班	[略]	教育事務所次長
[略]		

別表第6 (第17条関係)

緊急初動特別班の構成及び分掌事務				
	班名	人員	配備場所	分掌事務
[略]				
地方支部	総務班	[略]	企画総務部 室又は支部 室	[略]
	対策班	[略]	企画総務部 室又は支部 室	[略]

別表第7 (第21条関係)

警戒配備体制に当たる課等及び公所		
区分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
[略]		
地方支部	総務班	地方振興局企画総務部
	福祉班	地方振興局保健福祉環境部
	保健環境班	
	農林班	地方振興局農政(林)部
	[略]	
	土木部	地方振興局土木部
[略]		

教育事務所 班	[略]	企画総務課長
[略]		

別表第7 (第22条関係)

緊急初動特別班の構成及び分掌事務				
	班名	人員	配備場所	分掌事務
[略]				
地方支部	総務班	[略]	総務部室、 地域支援部 室、企画総 務部室又は 支部室	[略]
	対策班	[略]	総務部室、 地域支援部 室、企画総 務部室又は 支部室	[略]

別表第8 (第26条関係)

警戒配備体制に当たる課等及び公所		
区分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
[略]		
地方支部	総務班	広域振興局総務部及び税務部 総合支局地域支援部 地方振興局企画総務部
	福祉班	広域振興局保健福祉環境部 総合支局保健福祉環境部 地方振興局保健福祉環境部
	保健環境班	
	農林班	広域振興局農林部 総合支局農林部 地方振興局農政(林)部
[略]		
	土木部	広域振興局土木部 総合支局土木部 地方振興局土木部
[略]		

別図（第29条関係）

1～11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

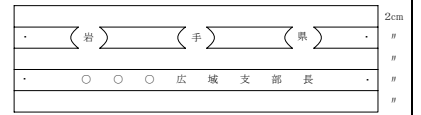
備考1 [略]

2 1～8及び10～15の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫付け、9の腕章は黄地に青字を縫付けるものとする。

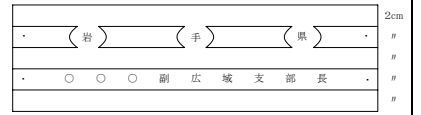
別図（第34条関係）

1～11 [略]

12 広域支部長腕章



13 副広域支部長腕章



14 広域支部委員腕章



15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

19 [略]

備考1 [略]

2 1～8及び10～18の腕章は黄地に赤線及び赤字を縫い付け、9の腕章は黄地に青字を縫い付けるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。